

練馬区スポーツ振興基本計画（案）に対する区民意見とおよび区の考え方について

- ・ 公募期間：平成 21 年 2 月 1 日～2 月 20 日
 - ・ 周知方法：区報、区ホームページ、区民情報ひろば、区民事務所、出張所、体育館、図書館 ほか
 - ・ 意見受付方法：直接、郵送、ファックス、電子メール
 - ・ 意見提出者数：13 人（直接 2、郵送 1、ファクス 1、電子メール 2、懇談会 7）
 - ・ 意見件数：17 件 章ごとに分類
- 対応の凡例
 ◎：案に反映した項目
 ○：趣旨は既に記載してある項目
 □：具体的な取り組みを進める中で検討する項目
 ー：案に反映しない項目

分類	No	ご意見の要旨	区の考え	対応 (ページ)
副題	1	副題に「いつでも どこでも いつまでも」とあるが、この中に「誰とでも」みたいな人との触れ合いを表す言葉を入れられないか。	副題については基本理念に記載している文言を使用し作成しています。ご意見の趣旨については基本理念の中に含まれていると考えています。	○ (P18)
第 1 章	2	第 1 章「計画の位置づけ」に記載されている「練馬区新長期計画」と第 7 章「計画のスケジュールと評価」に記載されている「練馬区長期計画」は同じものか。	第 1 章に記載してある「練馬区新長期計画」は平成 17 年 12 月に策定した、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間の計画期間とする現在の区の長期計画を指しています。一方、第 7 章に記載してある「練馬区長期計画」は今後策定する予定の次期長期計画を指しており、両者は同じものではありません。第 1 章の「練馬区新長期計画」には「(平成 18 年度～平成 22 年度)」と計画期間の記述を付け加え、第 7 章の「練馬区長期計画」は「次期長期計画」に記述を改めます。	◎ (P1, P5, P40)
第 2 章	3	(1)「少子・高齢化」の中に「個食」という文言があるが、「孤食」の間違いではないか。	国の食育推進基本計画では「個食」「孤食」とともに使用されていますので、国の計画に基づき「孤食(個食)」に記述を改めます。	◎ (P3)
	4	(3)「地域コミュニティの再構築」で記載されている「生活圏における交流範囲を狭くする」という意味がよく分からない。	「近所づきあいなどの地域におけるコミュニケーションの機会が少なくなる」という意味でその文言を記載しましたが、「地域での交流の機会を少なくする」に記述に改めます。	◎ (P3)
第 3 章	5	2. スポーツ施設(3)区立スポーツ施設への期待の記載で「人との交流を深めるための機能を設置する」とあるが、「機能を設置する」という表現はおかしい。	ご意見を踏まえ、「人との交流を深めるための機能やサービスを充実する」に記述を改めます。	◎ (P12)

第3章	6	3. 地域のスポーツクラブ・団体(1)区内のスポーツ関係団体の項目で「社団法人練馬区体育協会には 33 種の競技団体が加盟し、練馬区スポーツ少年団には 12 種目のスポーツが登録しています。」と記載されているが、練馬区スポーツ少年団は社団法人練馬区体育協会の育成団体であるので、その旨も記載してもらいたい。	ご意見を踏まえ、「社団法人練馬区体育協会には 33 種の競技団体が加盟し、同協会の育成団体である練馬区スポーツ少年団には 12 種目のスポーツが登録しています。」と記述を付け加えます。	◎ (P13)
	7	図表 3-11 の区内の総合型地域スポーツクラブの紹介の中に、中村南スポーツ交流センターに設立される地域スポーツクラブの紹介も入れてもらいたい。	ご意見を踏まえ、中村南スポーツ交流センターを拠点として設立された総合型地域スポーツクラブの紹介の記述を付け加えます。	◎ (P14)
第4章	8	4.1 「区のこれまでの主なスポーツ振興施策」内の「総合型地域スポーツクラブの設立」の項目の中に、「中村南スポーツ交流センターを拠点として設立される総合型地域スポーツクラブ」と記載があるが、計画を発行する時は、設立されているため、このままだと表現がおかしい。	ご意見を踏まえ、「中村南スポーツ交流センターを拠点として平成 21 年 2 月に設立された総合型地域スポーツクラブ」に記述を改めます。	◎ (P17)
第5章	9	重点プロジェクトに「総合体育館の改築」「練馬総合運動場の改修」が取り上げられていることを評価するとともに、早期の実現を望みます。	「総合体育館の改築」「練馬総合運動場の改修」については、今後策定される長期計画や中期実施計画の中で具体化を図ります。	□ (P21)
	10	区立スポーツ施設指定管理者制度の導入を検討するとなっているが、指定管理者制度を導入することとなった場合、事業が競合するなど、総合型地域スポーツクラブの自主的な活動が制限されることにはならないか。	指定管理者制度は、区が指定する指定管理者が施設管理を代行するものです。指定管理者制度を導入しても、地域の皆さんの自主的な活動である、総合型地域スポーツクラブの活動を制限することはありません。	—
	11	障害者スポーツに関連して以下の 2 点を考慮し、重点プロジェクト 5.4 「スポーツ関係団体との連携強化」に盛り込んでもらいたい。 ①財団法人日本障害者スポーツ協会公認「障害者スポーツ指導員（初級）」養成講習会を開催してもらいたい。23 区では、荒川区と葛飾区で開催されている。 ②体育館に障害者専用の利用日や利用時間を設定する、障害者用のスポーツ器具や用具を揃えるなど、障害者がスポーツに触れる機会を多く作ってもらいたい。	重点プロジェクト 5.4 「スポーツ関係団体との連携強化」の中に記載してあります「各種スポーツ関係団体」の中には、ご指摘の財団法人日本障害者スポーツ協会等も含めて考えています。ご意見にある講座等の具体的な取り組みについては、各種スポーツ関係団体との協力・連携を進める中で検討していきます。	○ □ (P27)

第5章	12	重点プロジェクト4の中に「スポーツ指導者バンク」について記載があるが、設置後の活用方法についても触れてもらいたい。	ご意見を踏まえ、「スポーツ指導者バンクの設置」の項目に「その活用を図ります。」という記述を付け加え、その具体的内容については、今後検討していきます。	◎ □ (P27, P37)
第6章	13	6.3「スポーツ振興の人材と組織の充実」の中に「スポーツ指導者等の育成・確保」という項目があるが、スポーツ指導者の育成については、新規に指導者を発掘するだけでなく、既に活動しているスポーツ指導者に対する質の向上を目的とした取り組みが必要である。特にジュニア期において指導者の認識不足で発生するスポーツ障害などを防ぐためにも、講習会を定期的を実施し、受講を制度化するなどの措置が必要だと思われる。	「指導者の育成」という記述の中には、既に活動しているスポーツ指導者の「質の向上」も含めて考えています。ご意見にある講習会の開催については、今後検討していきます。	○ □ (P36)
	14	基本理念に掲げられている「スポーツが盛んな、活気あふれるまち“ねりま”をめざす」ことは歓迎します。 しかしながら、中高年者の中には、スポーツを行おうと思っても、参加しようとするスポーツの基本的ルールを知らないために躊躇してしまう人もいます。 基本理念と数値目標を達成するためには、 ①スポーツは楽しいものだという事を広くPRすること ②各競技の基本的ルールを特に中高年者に知ってもらうことが必要だと思います。 これらのPR方法として、マンガ・アニメのキャラクターや、練馬が発祥の地であるアニメを活用することを提案します。	区民の皆さまが気軽にスポーツに参加し、スポーツを楽しむためには、効果的な情報提供が必要だと考えます。ご意見の内容については具体的な取り組みを進める中で、今後検討していきます。	□ (P38)
	15	6.4「スポーツに関する情報やニーズの把握と活用」の「スポーツ情報の集約と効果的な提供」の項目に「区民が相談するための窓口機能」と記載あるが、「庁内各課との協力・連携を図り」という表現を加え、スポーツだけでなく、スポーツに関連する幅広い内容を区民が相談できる機能を持たせたらどうか。	本計画では、気分転換のための軽い運動や体操等もスポーツに含め、スポーツの範囲を広く捉えており、相談窓口機能を拡充するためには、庁内各課との協力・連携は重要なことと考えます。ご意見を踏まえ、「スポーツに関連する部署との協力・連携を図りながら」という記述を付け加えます。	◎ (P38)

第 7 章	16	7.2「計画のスケジュールと評価」の項目の中に「中間年度の平成 23 年度に調査、評価を行い、計画の見直しを行います。」とあるが、どのような内容の調査をし、評価基準はどのように定め、どのように計画を見直していくのか。	区が行う行政評価や、教育委員会が行う教育に関する事務の管理および執行状況の点検および評価や基づき計画の見直しを行います。	○ (P40)
そ の 他	17	計画の本文の中に「スポーツマンシップ」について言及してもらいたい。そのことにより、区民がスポーツの社会的意義などを受け入れやすくなると考える。	本計画では、気分転換のための軽い運動や体操等もスポーツに含めているため、主に競技スポーツにおいて使用されている「スポーツマンシップ」という言葉は使用していません。	—